

被保険者・被扶養者のみなさんに同意を要する事項について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、加入者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合までご相談ください。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で本人給与に支給すること
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で本人給与に支給すること
3. 医療費のお知らせ（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと

なお、(3)の医療費のお知らせにつきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合までご相談ください。